水戸市公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により次のとおり公告する。

令和8年11月4日

水戸市長　　高橋　靖

入札区分	事後審査型一般競争入札（特別簡易型総合評価方式）		
工事件名	城東市民センター長寿命化改修工事		
工事場所	水戸市城東3丁目地内		
工事概要	建物概要 城東市民センター（集会所） 鉄筋コンクリート造、地上２階建て 建築面積　６５４．５０㎡、延べ面積　８７１．６７㎡ 敷地面積　２，５０６．３１㎡ 工事概要 建築工事　一式		
工　期	300日間		
入札参加形態	特定建設工事共同企業体	2構成員（構成員1（代表者）、構成員2）	
	構成員出資比率下限	30%	
予定価格	115,900,000 円　（消費税及び地方消費税を含まない価格）		
最低制限価格	設定しない		
調査基準価格	設定する		
本工事に係る設計業務等の受注者（ペアデザインルーム）と資本若しくは人事面において関連がないこと。			

入札参加資格・条件	構成員1・代表者	登録工種	建築一式	格付等級	建築：A
		総合数値（契約規程第８条に規定）		建築：９００点以上	
		建設業の許可	建築工事業に係る特定建設業の許可		
		所在地区分	建設業法に基づく主たる営業所（本店）■ 水戸市内　□ 茨城県内　□ 国内 □ または　□ かつ 〃　営業所（支店）　□ 水戸市内　□ 茨城県内　□ 国内		
		技術者	事後審査書類提出日において、当該工種に係る監理技術者を専任配置できること。ただし、参加申請日において次の条件を満たすものとする。なお、本工事における配置予定技術者を、申請時点で1人に特定できない場合は、複数（2名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。 ■　一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有すること。 ■　監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けていること。 ■　所属する建設工事業者との間に直接的かつ恒常的な3か月以上の雇用関係があること。		
		施工実績	平成23年度以降に、元請として施工に係る部分がS造、RC造又はSRC造で、延べ面積500㎡以上の建築物の建築一式工事（新築、増築、改築又は予定価格の1/2以上の改修工事に限る。）について、公共団体等での施工実績（共同企業体の構成員としての実績は出資比率20%以上に限る。）を有すること。（CORINS検索による。） ※公共団体等とは、国の機関・地方自治法第1条の3に定める普通地方公共団体及び特別地方公共団体・独立行政法人通則法第2条又は地方独立行政法人法第2条に定める法人・法人税法第2条第5号に定める公共法人とする。		
		その他	■　本市の市税が課税対象となっており、かつ、当該市税を完納していること。 ■　本市の令和7・8年度有資格請負業者名簿登載の年間平均完成工事高が予定価格（税込み）以上であること。		

<table>
<tr><td rowspan="6">入札参加資格・条件</td><td rowspan="5">構成員2</td><td>登録工種</td><td>建築一式</td><td>格付等級</td><td>建築：A</td></tr>
<tr><td>総合数値（契約規程第８条に規定）</td><td colspan="3">構成員１を上回らないこと。</td></tr>
<tr><td>建設業の許可</td><td colspan="3">建築工事業に係る建設業の許可</td></tr>
<tr><td>所在地区分</td><td colspan="3">建設業法に基づく主たる営業所（本店）■ 水戸市内 □ 茨城県内 □ 国内
□ または □ かつ
〃 営業所（支店） □ 水戸市内 □ 茨城県内 □ 国内</td></tr>
<tr><td>技術者</td><td colspan="3">事後審査書類提出日において、主任技術者を専任配置できること。ただし、参加申請日において、当該工種に係る国家資格等（実務経験のみの場合を除く。）を有し、所属する建設工事業者との間に直接的かつ恒常的な3か月以上の雇用関係があること。なお、本工事における配置予定技術者を、申請時点で1人に特定できない場合は、複数（2名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。</td></tr>
<tr><td></td><td>その他</td><td colspan="3">■ 本市の市税が課税対象となっており、かつ、当該市税を完納していること。</td></tr>
<tr><td>設計図書</td><td></td><td>閲覧</td><td colspan="3">入札情報サービス（PPI）によりインターネット上に公開
URL ： https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kensa/kanri/ebid/denshinyusatu-information.html
及び契約検査課内閲覧場所</td></tr>
<tr><td rowspan="2">質問</td><td></td><td>受付期間</td><td colspan="3">公告日から令和8年11月18日（水）正午まで（休祝日を除く。） FAXによる。
FAX ： 029-228-2035</td></tr>
<tr><td></td><td>回答期限</td><td colspan="3">令和8年11月20日（金）午後</td></tr>
<tr><td rowspan="3">入札参加申請</td><td colspan="2">申請方法</td><td colspan="3">電子入札システムによる。ただし、電子入札システムにより難い場合には、紙入札参加届出書を提出し、入札参加申請提出書類を持参（申請期間内に財務部契約検査課まで直接提出）すること。</td></tr>
<tr><td>提出書類</td><td colspan="4">電子入札システムにより電子ファイルで提出すること。
ア 一般競争入札参加申請書（様式第12号）
イ 一般競争入札参加申請資料（様式第13号）
ウ 技術者配置予定表（様式第14号）（ただし、複数の者を配置予定技術者とする場合は、すべての配置予定技術者について提出）
エ 元請としての施工実績表（様式第15号）
オ 主任（監理）技術者重複申請書（ただし、該当する場合のみ）
※ ウの資料について、複数の者を配置予定技術者とする場合は、すべての配置予定技術者について提出する。この場合、配置予定技術者の評価点は、各評価項目において最も低い評価を受けたものをもって算定する。

以下の書類については電子入札システムによる申請後に持参又はFAXにより提出すること。
カ 特定建設工事共同企業体協定書（様式第25号）の写し</td></tr>
<tr><td colspan="2">申請期間</td><td colspan="3">令和8年11月5日（木）午前9時00分から令和8年11月25日（水）正午まで</td></tr>
<tr><td rowspan="3">技術資料の提出</td><td colspan="2">提出方法</td><td colspan="3">書留郵便（締切日必着）又は持参（提出期間内に財務部契約検査課まで直接提出）すること。</td></tr>
<tr><td>提出書類</td><td colspan="4">ア 評価点算出資料一覧表（様式第１号）
イ 技術資料（評価項目算定用）提出チェックリスト（様式第２号）
ウ 配置予定技術者の施工経験評価資料（様式第５号）
エ 監理技術者の国家資格（技術検定合格証明書等）の写し
オ 監理技術者資格者証及び同資格に係る講習修了を証明する書類の写し

以下の書類については、該当する評価項目（ア 評価点算出資料一覧表（様式第１号）による。）について提出すること。
カ 工事成績評定評価対象工事資料（様式第３号）
キ 企業の施工実績評価資料（様式第4号）及び添付資料
ク 週休2日制工事の施工実績に関する資料
ケ 配置予定技術者の施工経験に関する資料（施工経験を証明する書類（CORINS（竣工登録されたもの）を原則とする。）の写し。ただし、工事の技術的施工内容がわかるものであること。）
コ 技能者（登録基幹技能者）の活用評価資料（様式第6号）及び添付資料
サ 災害協定締結及び基礎的事業継続力の認定に関する資料
シ 緊急対応又は防疫業務の活動評価資料（様式第7号）、「緊急対応の活動証明書」請求書兼緊急対応の活動証明書（様式第8号）及び添付資料
ス 地域活動（ボランティア）の実績評価資料（様式第9号）及び添付資料
セ 若手・女性従業員の活用評価資料（様式第10号）又は若手・女性従業員の雇用評価資料（様式第11号）及び添付資料
※ ウ、エ、オ、ケの資料について、複数の者を配置予定技術者とする場合は、すべての配置予定技術者について提出する。この場合、配置予定技術者の評価点は、各評価項目において最も低い評価を受けたものをもって算定する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">提出期間</td><td colspan="3">令和8年11月5日（木）午前9時00分から令和8年11月26日（木）午後5時00分まで</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="4">入札書の提出</td><td colspan="2">提出方法</td><td colspan="4">電子入札システムによる。ただし、電子入札システムにより難い場合には、持参（提出期間内に財務部契約検査課まで直接提出）すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">添付書類</td><td colspan="4">電子入札システムにより電子ファイルで提出すること。
■　工事費内訳書（電子入札システムによる電子ファイルでの添付を原則とする。ただし、事前に承諾を得た場合には持参（提出期間内に財務部契約検査課まで直接提出）することも認める。）
※　持参による提出の際は、入札書及び工事費内訳書を封緘し、封筒の表面には、「入札書在中」と朱書きし、開札日、工事名、入札者の商号又は名称を記載すること。入札書に「くじ番号（任意の3桁の数字）」を記載すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">提出期間</td><td colspan="4">令和8年11月27日（金）午前9時00分から令和8年11月30日（月）午後3時00分まで</td></tr>
<tr><td colspan="3">開札日時</td><td colspan="4">令和8年12月1日（火）午前9時00分</td></tr>
<tr><td colspan="3">開札場所</td><td colspan="4">財務部契約検査課</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事後審査に伴う関係書類</td><td colspan="2">提出書類</td><td colspan="4">入札（開札）終了後、落札予定者は、次の関係書類を提出すること。ただし、複数の者を配置予定技術者とした場合は、1名を選択し、関係書類を提出するものとする。
■　契約締結予定日から遡って1年7か月以内の審査基準日の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27に基づく通知）の写し。
■　主任技術者の国家資格等（技術検定合格証明書等）の写し。
■　配置予定技術者との雇用関係を証明する書類の写し。
■　元請としての施工実績を証明する書類（CORINS（竣工登録されたもの）を原則とする。）の写し。ただし、工事の技術的施工内容がわかるものであること。
■　入札参加申請時に提出した一般競争入札参加申請書等の原本。
■　特定建設工事共同企業体協定書（様式第25号）の原本。
■　完納証明書（市税に関し滞納がない証明。ただし、証明日が公告日以降のもの）の写し。</td></tr>
<tr><td colspan="2">提出期限</td><td colspan="4">令和8年12月3日（木）午後5時15分まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">支払条件</td><td>前金払い</td><td>あり</td><td>部分払い</td><td>あり</td></tr>
<tr><td colspan="6">支払い区分については別に定める。</td></tr>
<tr><td colspan="5">議会の議決に付すべき契約対象工事</td><td>該当しない</td></tr>
<tr><td colspan="5">建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事</td><td>該当する</td></tr>
<tr><td colspan="5">週休2日制促進工事</td><td>発注者指定型</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td colspan="4">■　本工事において、次の各号のいずれかに該当する場合は入札を取りやめる。
(1) 本工事の入札開始宣言時までに入札参加者が2者に満たない場合
(2) 応札者が2者に満たない場合
■　調査基準価格を下回る価格で契約した場合、落札者は建設工事請負契約書第10条第5項の規定にかかわらず、現場代理人と主任（監理）技術者はこれを兼ねることができない。
■　本工事は、城東市民センター工事に係る分割発注工事であり、本工事の落札者又は同一年度の分割工事を施工中の者は本工事入札以降に執行する同一年度の城東市民センター工事に係る分割工事の入札には参加できない。ただし、前工事が完了したときにはこの限りでない。
■　本工事において、現場代理人を選任するときは、建設業許可における経営管理責任者又は営業所の専任技術者でない者を選任すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">必須事項</td><td colspan="4">本公告に定めるもののほか、入札説明書によるものとする。ただし、それ以外のものについては一般競争入札共通事項・基本様式によるものとする。</td></tr>
</table>

入札説明書（電子入札による特別簡易型総合評価方式）

水戸市の城東市民センター長寿命化改修工事に係る入札公告に基づく入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1　技術資料

(1) 入札に際し、当該工事に関する施工能力等の審査及び価格以外の評価を行うために必要な資料（以下「技術資料」という。）の提出を求める。技術資料の審査結果によっては、一般競争入札参加資格を認めないことがある。

(2) 入札書、工事費内訳書及び技術資料が提出されないときは入札を無効とする。

(3) 基準日は、入札参加申請日とする。ただし、各評価項目において基準日及び期間等を指定した場合は、それによるものとする。

2　落札者の決定方法等

(1) 次の各要件に該当する者のうち、技術資料を評価した評価点に標準点を加えた技術評価点を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ア　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ　各評価項目の評価基準において欠格とならないこと。

ただし、落札者となるべき者の入札価格について、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、水戸市工事の請負契約に係る低入札価格調査等実施要領に基づき、その者を落札者とせず失格とし、上記ア、イ及び他の参加要件すべてを満たして入札をした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(2) 価格と技術力とを総合的に評価した結果、落札者となるべき者が２者以上あるときは、「くじ引き」により、決定する。

(3) 申請書又は技術資料に記載された計画どおりの履行が為されなかった場合及び記載事項に虚偽のあった場合は、工事成績評定を減ずる措置又は入札参加資格停止措置を行うことがある。

3　総合評価による評価値の算定基準

(1) 評価値の算定方法

評価値は、入札書が無効でないもののうち、予定価格の制限の範囲内のものについて、次の式により算定する。

評価値＝技術評価点／入札価格

＝（標準点＋評価点）／入札価格

評価値は、少数点以下第４位四捨五入とする。

※　評価値は 10 のべき乗を用いて指数表記とした上、整数第１位又は２位から始まる仮数のみとする。（例：1.564×10^{-6}　⇒　1.564）

(2) 技術評価点の配点

標準点と評価点の配点は、次のとおりとする。

標準点 100 点、　評価点 13.5 点

(3) 評価点の算定方法

評価点は、次の評価項目及び評価基準に基づいて算定した点数の合計とする。

評　価　項　目	配点	評価基準	評価点
ア　工事成績評定 過去の工事成績評定点（共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上）の平均値〔小数点以下第２位四捨五入〕により評価する。 評価対象とする工事は、令和３年度から令和７年度において完成した水戸市発注の工事とし、対象となる評定点がない場合は、平均値を 65.0 点とみなす。 （共同企業体のときは、代表構成員について評価する。）	3.0 点	〔１位満点方式〕 評価点＝3.0 点（満点）×（当該競争参加者の平均値－65.0 点）÷（競争参加者の内の最高平均値－65.0 点） （小数点以下第２位四捨五入１位止め）	満点 3.0 点
		評価点が 0 点未満（当該競争参加者の平均値が 65.0 点未満）の場合は競争参加を認めない	欠格
イ　企業の施工実績 同種・類似工事を元請けとして施工した実績（共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上）により評価する。 評価対象とする工事は、令和３年度から令和７年度において完成した公共団体等※発注の工事とする。 （共同企業体のときは、代表構成員について評価する。）	1.0 点	対象期間に該当する同種工事の施工実績有り	1.0 点
		対象期間に該当する類似工事の施工実績有り	0.5 点
		対象期間に該当する工事の施工実績なし	0 点
ウ　週休２日制工事の施工実績 週休２日制工事の施工実績の有無で評価する。 評価対象とする工事は、令和７年度に完成した本市発注の完全週休２日制モデル工事（モデル工事に準じて週休２日に取り組んだ工事を含む。）で現場閉所日確保率 100%の履行の取組証があるものに限る。 （共同企業体のときは、代表構成員について評価する。）	0.5 点	令和７年度に現場閉所日確保率 100%の取組証有り	0.5 点
		なし	0 点
エ　配置予定技術者の施工経験 同種･類似工事を元請けの主任技術者、監理技術者（特例監理技術者を含む。）又は現場代理人として施工した経験（共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上）により評価する。 評価の対象とする工事は、令和３年度から令和７年度において完成した公共団体等※発注の工事とする。 （共同企業体のときは、代表構成員について評価する。）	2.0 点	対象期間に該当する同種工事の施工経験有り	2.0 点
		対象期間に該当する類似工事の施工経験有り	1.0 点
		なし	0 点

~~オ-1　配置予定技術者の資格 当該入札参加申請日現在における配置予定技術者の有する国家資格において評価する。 （共同企業体のときは、代表構成員について評価する。）~~	1.0点	~~1級建築施工管理技士又は1級建築士の国家資格を有する~~	~~1.0点~~
		~~なし~~	~~0点~~
オ-2　技能者（登録基幹技能者）の活用 技能者（登録基幹技能者）の活用の有無により評価する。 評価対象とする技能者は、当該工事に係る元請け又は一次下請業者が雇用する、本工事に応じた工種（工事費内訳書に示す工種、種別、細別等）の建設技能を有する登録基幹技能者を現場従事者（元請けの主任（監理）技術者を除く。）として配置する場合に限る。		技能者（登録基幹技能者）の活用	1.0点
		なし	0点
カ　配置予定技術者の主任技術者等ほう賞又は工事のほう賞の受賞 令和3年度から令和7年度における水戸市建設業者ほう賞規定に基づく、配置予定技術者の主任技術者等ほう賞の受賞又は工事の受賞（共同企業体の構成員としての受賞を含む。）の有無により評価する。 （共同企業体のときは、代表構成員について評価する。）	1.0点	対象期間に配置予定技術者の主任技術者等ほう賞の受賞歴有り	1.0点
		対象期間に工事のほう賞の受賞歴有り	0.5点
		なし	0点
~~キ　地域内拠点の有無 本店の所在地に基づき評価する。 （共同企業体のときは、代表構成員について評価する。）~~	~~1.0点~~	~~水戸市内に本店を有する~~	~~1.0点~~
		~~水戸市内に本店なし~~	~~0点~~
ク　災害協定の締結及び基礎的事業継続力の認定 当該入札参加申請日現在における本市との応急対策協定の締結の有無及び国土交通省関東地方整備局長から受けた基礎的事業継続力（BCP）認定の有無により評価する。 ただし、本市との応急対策協定に関しては、協定内容で当該業者が一定の役割を果たすことを確認できるものに限る。 （共同企業体のときは、構成員いずれかの締結の有無で評価する。ただし、災害協定締結した構成員と基礎的事業継続力の認定を受けた構成員は同一の場合に限り評価する。）	1.0点	災害協定の締結有り かつ基礎的事業継続力の認定有り	1.0点
		災害協定の締結有り	0.5点
		なし	0点

ケ　緊急対応又は防疫業務の活動 　市の要請に基づく緊急対応又は家畜伝染病の市内発生時における防疫業務に関する協定（茨城県との協定を含む。）に基づく防疫業務の活動の有無により評価する。 　評価対象は、令和７年度における市が管理する施設の緊急対応又は防疫業務の活動で、当該活動の事実を施設管理者等の証明書により確認できるものに限る。 　なお、評価対象となる緊急対応の活動は、（別紙）「緊急対応の活動一覧」のとおりとし、一つの活動が複数日となるときは、１日を１回として扱う。 （共同企業体のときは、構成員いずれかの活動で評価する。）	2.0 点	令和７年度の該当する活動の回数 １回につき 0.2 点（2.0 点を上限）	最大 2.0 点
		なし	0 点
コ　地域活動（ボランティア）の実績 　市が管理する施設（設備を含む。）の維持管理に関する地域活動（ボランティア）の実績の有無で評価する。 　評価対象は、令和７年度及び令和６年度において、いずれも実績がある場合で、年間を通した活動（道路里親、公園愛護会）又は単日等の活動（団体等での活動に企業として参加したものを含む。）とする。 　ただし、当該活動の事実を証明書類（認定書、協定書、感謝状、新聞記事、主催者の参加証明等）により確認できるものに限る。また、自発的・自主的に行われた活動のみを評価対象とし、公共団体が主催する活動への参加は対象としない。 （共同企業体のときは、構成員いずれかの実績で評価する。）	1.0 点	令和７年度及び令和６年度のいずれも年間を通した活動（道路里親、公園愛護会）の実績有り	1.0 点
		令和７年度及び令和６年度のいずれも単日等の活動（年度毎の内容は問わない。）の実績有り	0.5 点
		なし	0 点
サ　若手･女性従業員の雇用又は活用 　若手･女性従業員について、新規雇用又は当該工事における現場代理人としての活用の有無で評価する。 　評価対象は、入札公告日時点で 35 歳未満の若手従業員又は女性従業員で、入札公告日以前に、３か月以上の雇用関係が	1.0 点	若手又は女性従業員を現場代理人としての活用有り	1.0 点

ある正規雇用（期間の定めのないフルタイム勤務の雇用契約）した者に限る。 新規雇用については、令和７年度及び令和６年度の雇用の有無で評価する。 現場代理人としての活用については、雇用の時期は問わない。また、当該工事の主任（監理）技術者又は他工事と現場代理人を兼務する場合は評価対象としない。 （共同企業体のときは、構成員いずれかの雇用又は活動で評価する。）		対象期間に若手又は女性従業員の新規雇用有り	0.5点
		なし	0点
合　計	13.5点		

※配置予定技術者の施工経験については、従事期間が当該工事の工期（中止期間がある場合の工期については、中止期間を差し引いた期間を工期とする。）の半分を超えているもののみを対象とする。なお、CORINS登録で確認できない場合については、実際の従事期間を明確にできる資料の提出を求める。実際の従事期間が明確でない場合は認めない。

※公共団体等とは、国の機関・地方自治法第１条の３に定める普通地方公共団体及び特別地方公共団体・独立行政法人通則法第２条又は地方独立行政法人法第２条に定める法人・法人税法第２条第５号に定める公共法人とする。

別記

「ア　工事成績評定」の対象工事は、次のとおりとする。

・評価の対象となる工事は、当該工種（建築一式）とし、令和３年４月１日から令和８年３月31日までに完成した水戸市発注の予定価格※300万円以上の工事で、競争入札で契約したものとする。
・共同企業体の構成員として完成した工事実績は出資比率20%以上のものに限る。
※予定価格は、消費税及び地方消費税を含む価格とし、変更契約をした場合においては、変更後の設計金額とする。

「イ 企業の施工実績」、「エ 配置予定技術者の施工経験」の評価対象工事は次のとおりとする。

・国内において、令和３年４月１日から令和８年３月31日までに完成した公共団体等発注の同種・類似工事を元請けとして施工した実績※又は経験。
・同種工事とは、同一工事内で下記の項目を満たすものとする。
(1) Ｓ造、RC造又はSRC造で、延べ面積870㎡以上の建築一式工事（新築、増築、改築又は予定価格の1/2以上の改修工事に限る。）。
・類似工事とは、同一工事内で下記の項目を満たすものとする。
(1) Ｓ造、RC造又はSRC造で、延べ面積600㎡以上の建築一式工事（新築、増築、改築又は予定価格の1/2以上の改修工事に限る。）。
※共同企業体の構成員として施工した実績は、出資比率20%以上のものに限る。

(4) 評価項目算定資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(5) その他

入札説明書において、取り消し線【例：~~入札説明書~~】が付された部分については、入札説明書としての効力を有しないものとする。

支払条件（年度間の限定額）

城東市民センター長寿命化改修工事は、令和８年度から令和９年度の２か年継続事業により行うものであり、各年度における支払区分を下記のとおりとする。

記

１　請負金額の年度別支払区分

令和８年度支払限度額	令和９年度支払限度額
請負金額の 40%以内の額 （10 万円未満の端数は切り捨てとする。）	残額

ただし、上記の支払区分については、市の都合により変更することができる。

２　前金払

・令和８年度については、水戸市公共工事に要する経費の前金払に関する要項（平成 20 年水戸市告示第 230 号）第 10 条第３号の規定を適用し、令和８年度の支払限度額を上限とする。
・その他、水戸市公共工事に要する経費の前金払に関する要項による。